

世子尚寧の、進貢のため正議大夫鄭礼等を遣わす執照

(一五九三、一二、二六)

琉球国中山王世子尚(寧)、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫・使者・通事等の官の鄭礼等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。小船一隻に坐駕し、馬四匹・生硫黄一万斤を装載して京に赴き進貢す。所<sup>よ</sup>掬りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。本府、除外に今、洪字第八号半印勘合執照を給し、通事蔡奎等に付して、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去<sup>と</sup>処及び沿海巡哨の官軍の驗実<sup>し</sup>に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開 赴京の

正議大夫一員 鄭礼 人伴一十名

使者一員 馬富多 人伴五名

通事一員 蔡奎 人伴二名

存留在船使者二員 馬鐘美 遠達魯 人伴四名

存留在船通事一員 陳榮 人伴二名

管船火長・直庫二名 陳<sup>レ</sup>營 吳度姑頼

附搭の土夏布二百匹

右の執照は通事陳榮等に付し、此れに准ぜしむ

万曆二十一年(一五九三)十二月二十六日給す

進貢等の事の為にす 執照

注\*『明実録』万曆二十二年十一月己亥の条に関連の記事がある。

(1) 陳營 生没年不詳。久米村陳氏(仲本家)七世(『家譜(二)』四九〇頁)。

## 1-32-02

世子尚寧の、指揮史世用の護送のため使者于瀾等を遣わす執照

(一五九四、一〇、一一)

琉球国中山王世子尚(寧)、官員を護送する事の為にす。

照得するに、本年(一五九四)八月二十九日、北京兵部の差委せる錦衣衛指揮史世用に拠るに、使を奉じて日本に公幹す。意ならずも駕来の船隻は風に遇いて所を失い、造船を待候して回還せんとするも、誠に違限を恐るれば、速<sup>い</sup>やかならざるを得ず、小船に順搭して国に至る、とあり。看得するに、本員は爰<sup>か</sup>ぞ是れ中朝の使臣なるや。審<sup>つ</sup>かにするに、難に遇いて此に到る。礼として当に転送すべし。此の為に今、使者・通事等の官の于瀾等を遣わし、夷梢を率領し、鳥船一隻に坐駕し、馬二匹・生硫黄八千斤を順載

して以て明年の正貢に備う。船小にして人衆おほければ以て重載し難し。貢船到る日、一并に秤納せん。此の為に本府、除外に今、宙②字第九号半印勘合執照を給して通事鄭俊等に付し、収執して前去せしむ。如し経過もの関津把隘ところの去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開

使者二員 于瀾 熊普達 人伴七名

通事二員 葉崇吾 鄭俊 人伴四名

管船火長・直庫二名 毛勢 勿布

梢水共に二十三名

右の執照は通事鄭俊等に付し、此れに准ぜしむ

万曆二十二年（一五九四）十月十一日給す

官員を護送する事の為にす 執照

注\*（〇七〇二）を参照。

（1）速やかならざるを得ず 速は招くの語義があり、しばしば不速の客（招かざる客）として用いる。この文は暗にその意も含むか。

（2）宙字 洪字の誤りか。

1-32-03

世子尚寧の、進貢謝恩のため署大夫事都通事金仕歴等を遣わす執照（一五九六、九、八）

琉球国中山王世子尚（寧）、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に署大夫事・使者・通事等の官の金仕歴等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。小船一隻に坐駕し、馬四匹・生硫黄一万斤・金銀面扇五十把・水墨画扇一百把・細嫩芭蕉布四十四匹・土夏布四百匹・紅花二百斤・海螺三千個を装載して京に赴き、進貢し謝恩す。所よ抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、洪字第十一号半印勘合執照を給し、通事葉崇吾等に付し、収執して前去せしむ。如し経過もの関津把隘ところの去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開 赴京の

署大夫事都通事一員 金仕歴 人伴一十名

使者一員 金庇照 人伴五名

通事一員 梁守徳 人伴二名

存留在船使者二員 馬五郎 毛鳳威 人伴四名

存留在船通事一員 葉崇吾 人伴二名